

発言者	発言内容
事務局	<p><b>次第1. 開会</b></p> <p>本日は、それぞれお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今から、第1回宍粟市学校規模適正化蔦沢地区協議会を開会させていただきます。なお、本日は、1名の方が欠席ということでご連絡いただいております。</p> <p>現在、新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる、国の緊急事態宣言が継続されております。本日の会議の開催にあたっては、感染防止対策を徹底し、会議時間もできるかぎり早く終了できるよう進めたいと考えていますので、ご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>本協議会は原則公開とすることとなっておりますが、本日は緊急事態宣言期間中ということもあり、非公開として開催させていただきます。次回以降につきましては、状況にもよりますが、原則公開での開催とさせていただきますので、ご理解をお願いします。</p> <p>また、会議については、マイクシステムを使用して進行させていただきます。みなさまのお手元にマイクを設置させていただいており、発言者の声がマイクのスピーカーから聞こえるようになっております。また、発言される場合は、挙手のうえ、スピーカー台の中心にあるスイッチを押していただいてから発言をお願いします。また、発言が終わられたらスイッチを再度押してマイクを切っていただくようになりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに、お手元に配付させていただいております資料の確認をさせていただきます。</p> <p>本日の会議次第、第1回会議録資料です。みなさんごさいますでしょうか。それでは、会議次第に沿って進めさせていただきます。次第2. あいさつしまして、教育長より、協議会にあたってごあいさつを申し上げます。</p>
事務局	<p><b>次第2. あいさつ</b></p> <p>みなさんこんばんは。例年より早い梅雨になって、また田んぼも忙しい時期になり、さらには昼間の仕事でお疲れのところ本当に家庭でゆっくりくつろぎたい時間にもかかわりませず、本日は第1回学校規模適正化蔦沢地区協議会を開催しましたところ、このように出席いただきいただきましたことにお礼を申し上げます。</p> <p>先ほど進藤次長が申しましたように、コロナ禍ということで、本来は4月に自治会の新しい会長様やPTAの役員さんが決まった時点からスタートしたかったところですが、緊急事態宣言が出て、延期させていただいて今日になりました。また、今日報道を聞いておりますと、6月20日まで緊急事態宣言が延長されたということで、このような時期に開催するのはいかがなものかと思っただけなのですが、来年4月に開校することを目標時期として決めていただきましたので、それに向けていろいろなことを調整するためには、どうしても開催していかないと間に合わない状況にあります。特に、校名や校歌であるとか、校章、それから制服であるとか、PTAの規則等の調整、さらにはスクールバスの検討等がありますので、それぞれ協議して決まっていくところから、購入するか注文を出すとかいうこととなりますので、本当に申し訳ない時期に開催させてもらったということでご理解いただけたらと思います。</p> <p>さて、蔦沢地区の学校規模適正化を振り返ってみますと、平成21・22年に宍粟市において学校規模適正化を推進するということを決定し、市内の小中学校を単位として、2年かけて地域の方々に説明をさせていただいております。地</p>

	<p>元から小学校がなくなるということが大変つらいということで、たくさんの意見もいただいたんですが、まず少子化が著しかった北部の方からということで、千種南小、千種北小、千種東小をひとつにするところからスタートさせていただき、山崎では菅野小と土万小というようなことで、徐々に南部へ推進させていただいております。</p> <p>平成24年11月、蔦沢地区において地域の委員会での協議をスタートいただき、平成27年8月までに7回の委員会を開催し議論いただきました。結果として、5年間協議を繰延べして、それからもう一度考えていこうということが決定されました。そして5年経過した昨年8月に協議を再開させていただき、伊水・都多の2校だけでなく、神野や河東のことも提案もさせていただいたんですが、特に、伊水・都多両小学校は複式学級が増えているという現状から、地域の委員会として、できるだけ早い時期に適正化を進めてほしいという結論をいただきました。また、住民説明会も開催させていただく中で、学校がなくなることは、本当に寂しいし、ますます過疎化が進むんじゃないかといった意見をいただいたのですが、過疎化については市全体の課題として今後取り組んでいこうということで話もさせていただき、子どもたちにとって、よりよい教育環境を進めていきたいということから、地域の委員会の会長でありました平瀬会長より、3月5日に、伊水小学校を使って、来年4月に新しい学校の開校をめざす方向で進めてほしいという報告をいただきまして、今日に至ったという経緯があります。</p> <p>最初に申しましたように本当にたくさんの協議をしていただくことがありまして、協議会では、専門部会に分かれてそれぞれで検討いただき、そして、全体の協議会で決定していただくという流れになってきますので、来年の4月の目標時期まで、本当に期間が迫っております、予定では月1回ずつぐらい協議会を開催していただく必要があるのではと思っております。委員のみなさまには、短期間ではありますが、地域や学校の皆さんのご意見を反映させていただければ大変ありがたいと思っております。</p> <p>この後、コロナ禍ということで、なるべくスピーディーに協議を進めていただいたら大変ありがたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いしまして、あいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。</p>
事務局	<p><b>次第3. 委嘱状交付</b></p> <p>次第3. 委嘱状交付に移ります。本来であれば、お一人お一人手渡しで交付させていただくべきところではありますが、時間の都合上、机上交付とさせていただきますので、みなさま自席にて委嘱書のご確認をよろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p><b>次第4. 委員紹介</b></p> <p>次に、次第4. 委員紹介に移ります。委員紹介についても時間の都合上、配付させていただいております委員名簿のご確認にて紹介にかえさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p><b>次第5. 報告事項</b></p> <p>(1) 報告第1号 宍粟市学校規模適正化地区別協議会規則について</p> <p>次に、次第5. 報告事項に移ります。(1) 報告第1号 宍粟市学校規模適正化地区別協議会規則について、担当より報告いたします。</p> <p>事務局 宍粟市学校規模適正化地区別協議会規則について報告いたします。</p> <p>事務局 学校規模適正化地区別協議会については、市の規則で定められており、新校</p>

事務局	<p>の開設に必要な個別課題を協議することとしており、このたび、蔦沢地区協議会として設置させていただいています。</p> <p>協議事項としては、規則第2条において規定されており、主な項目として、校名や学校行事、通学方法など9つの項目が示されています。</p> <p>また、協議会委員の構成ですが、規則第3条に規定があり、次のページに示されています。委員の構成については、昨年度、地域の委員会からも、新しい学校をつくっていくために、できるだけ保護者の方々に入っていただきたいという意見がありましたので、委員19名のうち、約半数の10名については、伊水、都多小学校PTAの方とさせていただいたこと、また、両小学校区から自治会長様にも入っていただいておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>報告第1号について、説明を終わります。</p> <p>ただいま報告が終わりました。ご意見等はございますでしょうか。 (意見等なし)</p> <p>ご意見等ございませんので、次へ移らせていただきます。</p>
事務局	<p><b>次第6. 会長及び副会長の選任</b></p> <p>次に、次第6. 会長及び副会長の選任に移ります。協議会規則第5条の規定に基づき、協議会には、会長、副会長を置くこととなっており、委員の互選により定めることとなっておりますが、どのようにさせていただきますでしょうか。 (事務局一任の声あり)</p> <p>ただいま、「事務局一任」との意見がありました。会長、副会長について、事務局より指名させていただいてもよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり)</p> <p>それでは、事務局より指名させていただきます。</p> <p>会長、副会長を指名させていただきます。ご指名のあった委員は、それぞれ会長、副会長席へ移動をお願いいたします。 (移動後)</p> <p>会長、副会長様におかれましては、今後の協議会の運営に関し、何卒よろしくお願いいたします。</p> <p>ここからの進行については、協議会規則第6条の規定により、会長様にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p><b>次第7. 協議事項</b></p> <p>(1) 協議第1号 学校規模適正化の実施時期について</p> <p>それでは、ここからは私の方が進行させていただきますので、委員のみなさま、ご協力よろしくお願いいたします。</p> <p>協議第1号 学校規模適正化の実施時期についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>協議第1号 学校規模適正化の実施時期について</p> <p>学校規模適正化の実施時期について提出する。</p> <p>令和3年5月28日提出</p> <p>宍粟市学校規模適正化蔦沢地区協議会 会長</p> <p>学校規模適正化の実施時期について、伊水小学校及び都多小学校による適正化の実施時期については、令和4年4月1日とする。</p> <p>提出理由は、伊水・都多小学校区の学校規模適正化の実施について、地域の委員会において方向性が決定されたことから、学校規模適正化の具体的実施に向けて協議並びに調整を円滑に進めるため、実施時期を定めようとするものです。</p>

<p>会長</p>	<p>資料2ページをご覧ください。令和3年3月5日付けで教育委員会へ提出された、地域の委員会の報告になります。この中で、伊水・都多小学校の2校による適正化とすること、伊水小学校を新校の場所とすること、適正化の目標時期を令和4年4月とすることで報告され、教育委員会で承認されました。協議第1号では、目標時期という部分を明確にしようとするものです。</p> <p>なお、資料3ページは、3月の広報しそうとあわせて蔦沢地区全世帯へ配付させていただいた「地域の委員会だより」となります。</p> <p>資料4ページをご覧ください。提出案の令和4年4月1日の開校に向けたスケジュール案となります。主なものとして、校名や校章、校歌の決定、遠距離通学対策、新しい学校となる現在の伊水小学校の改修に向けた取組、さらには、伊水・都多小学校の交流学习などを令和4年3月までに調整していくこととしています。</p> <p>以上で、協議第1号の説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。提出案について、委員からご意見やご質問はありませんか。</p> <p>(意見等なし)</p> <p>ご意見等がありませんので、協議第1号 学校規模適正化の実施時期については、提出案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。</p> <p>(委員了承)</p> <p>協議第1号は、提出案のとおり承認とします。</p>
<p>会長</p>	<p>(2) 協議第2号 宍粟市学校規模適正化蔦沢地区協議会正副会長会の設置について</p> <p>(3) 協議第3号 宍粟市学校規模適正化蔦沢地区協議会専門部会の設置及び検討事項並びに専門部会員の構成について</p> <p>関連性がありますので、協議第2号 宍粟市学校規模適正化蔦沢地区協議会正副会長会の設置について及び、協議第3号 宍粟市学校規模適正化蔦沢地区協議会専門部会の設置及び検討事項並びに専門部会員の構成について一括して議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>協議第2号及び協議第3号を一括して説明させていただきます。</p> <p>5ページをご覧ください。</p> <p>協議第2号 宍粟市学校規模適正化蔦沢地区協議会正副会長会の設置について</p> <p>宍粟市学校規模適正化蔦沢地区協議会正副会長会の設置について提出する。 令和3年5月28日提出 宍粟市学校規模適正化蔦沢地区協議会 会長 宍粟市学校規模適正化蔦沢地区協議会に、正副会長会を設置する。 提出理由は、宍粟市学校規模適正化地区別協議会の運営に関する検討事項及び別に設置される専門部会での検討事項について協議又は調整を円滑に行うため設置するものです。</p> <p>引き続き、7ページをご覧ください。</p> <p>協議第3号 宍粟市学校規模適正化蔦沢地区協議会専門部会の設置及び検討事項並びに専門部会員の構成について</p> <p>宍粟市学校規模適正化蔦沢地区協議会専門部会の設置及び検討事項並びに専門部会員の構成について提出する。 令和3年5月28日提出 宍粟市学校規模適正化蔦沢地区協議会 会長 宍粟市学校規模適正化蔦沢地区協議会に下記の専門部会を設置し、専門部会</p>

における検討事項並びに専門部会員の構成を別紙のとおりとする。

記

- 1 総務部会
- 2 教務部会
- 3 児童指導・保健体育部会
- 4 庶務・経理部会
- 5 図書部会
- 6 P T A・地域部会

提出理由は、宍粟市学校規模適正化地区別協議会規則第2条に規定する事項を専門的に検討する必要があることから、同規則第7条の規定に基づき専門部会を設置し検討事項を定めるとともに、宍粟市学校規模適正化蔦沢地区協議会専門部会設置内規第3条の規定に基づき専門部会員の構成を定めるものです。

協議第2号及び協議第3号の関連について、10ページをご覧ください。

まず、適正化に向けた検討事項が多岐にわたるため、6つの専門部会を設けて、それぞれ調整を行っていただくこととしています。

総務部会では、校名や校章、校歌、遠距離通学対策などを、教務部会では、学校行事や交流学习などを、児童指導・保健体育部会では、校則や児童会組織、制服、体操服などを、庶務・経理部会では、学校施設・設備、備品関係などを、図書部会では、蔵書の整理などを、P T A・地域部会では、P T A組織や生推協の関係などを調整することとしています。

また、正副会長会では、各専門部会での調整案の確認や部会間の調整、その他協議会で検討が必要な事項の協議を行うこととしており、専門部会、正副会長会での協議・調整を経て、協議会で最終確認を行う流れとしています。

また、協議会で確認された事項については、随時、教育委員会へ報告を行い、新しい学校の設置に向けて準備を進めていきます。

11ページをご覧ください。専門部会の委員構成となります。

6つの専門部会のうち、教務部会、庶務・経理部会、図書部会については、学校内の専門的な事務調整となりますので、学校教職員による委員構成としています。

総務部会、児童指導・保健体育部会、P T A・地域部会については、保護者または地域との関係が深い内容となりますので、学校教職員及び協議会委員による構成としています。

なお、専門部会については、部会長及び副部会長を置くこととしており、部会長については、校長先生または教頭先生とし、部会の進行・調整をお願いしたいと考えています。

正副会長会並びに専門部会の設置に関する事項については、6ページ、8・9ページにそれぞれ設置内規として規定させていただいています。

以上で、協議第2号及び協議第3号の説明を終わります。

説明が終わりました。提出案について、委員からご意見やご質問はありませんか。

(意見等なし)

ご意見等がありませんので、協議第2号 宍粟市学校規模適正化蔦沢地区協議会正副会長会の設置について及び、協議第3号 宍粟市学校規模適正化蔦沢地区協議会専門部会の設置及び検討事項並びに専門部会員の構成については、提出案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(委員了承)

協議第2号及び協議第3号は、提出案のとおり承認とします。

(4) 協議第4号 校名(その1)について

会長

<p>会長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、協議第4号「校名（その1）について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>協議第4号 校名（その1）について 校名（その1）について提出する。 令和3年5月28日提出 宍粟市学校規模適正化蔦沢地区協議会 会長 令和4年4月1日に開校する学校名については、公募により決定する。 提出理由は、令和4年3月31日をもって伊水小学校及び都多小学校を閉校し、令和4年4月1日に新たに設置する学校の校名については、公募を行い、応募のあった校名の中からもっともふさわしいものを選定し決定しようとするものです。</p> <p>資料13ページをご覧ください。 校名の募集要項（案）になります。</p> <p>まず、公募については、応募対象者として、伊水小学校区及び都多小学校区に住所を有する方、伊水・都多小学校の児童、その他として、伊水小学校区及び都多小学校区にゆかりのある方としています。ゆかりのある方については、この地区の出身者や地区内で勤務されている方などを想定しており、ある程度の幅をもたせた形としています。</p> <p>募集期間は、令和3年6月15日から令和3年7月15日までの1か月としています。</p> <p>また、応募方法については、応募箱を、市役所教育委員会、学遊館、伊水・都多小学校に設置して投函、FAX、郵送、メール、最後に自治会長様にご依頼をさせていただく中で、お住まいの自治会長さんへお渡しいただく方法を考えています。</p> <p>応募用紙については、14・15ページをご覧ください。専用の応募用紙を作成し、14ページのものについては、6月の広報配付にあわせて、蔦沢地区の全世帯へ配付するほか、応募箱設置場所にも備え付けをしていきたいと考えています。また、15ページの応募用紙については、小学校の児童用としています。学校で子どもたちに考えていただく時間を設けていただければと考えています。</p> <p>応募にあたっての留意事項の主なものとして、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の校名の、伊水、都多は募集の対象外とすること。</li> <li>・応募できる校名は、ひとり一点とすること。</li> <li>・採用された校名の応募者1名、複数の場合は抽選で決定し粗品を進呈する。</li> </ul> <p>としています。</p> <p>最後に、校名の選考方法については、応募のあった校名の中から、協議会で選考することとしています。</p> <p>以上で、協議第4号の説明を終わります。</p>
<p>会長</p> <p>委員</p> <p>事務局</p>	<p>協議第4号について説明が終わりました。提出案について、委員からご意見やご質問はありませんか。</p> <p>どうしても学校の名前というものを変えていかなければならないものなのか。近い将来、また適正規模の見直しがあるのではと考えており、私はそういうエネルギーを今使って新しい校名、校歌、校章を考えていく必要があるのかと思っています。飛んだ意見で申し訳ないですが、今はコロナ禍で、例えばワクチン接種とか、そういうような力を入れていかないいけないことがあることから、例えば伊水小学校の歴史をそのまま引き継がれて、特に校名を変えることなく進めるような方法もないのかお尋ねしたいと思います。</p> <p>それぞれの歴史があるので、その歴史を継承する方法もあるのではないかと いうご提案というふうを受け止めさせていただきます。</p>

<p>委員</p>	<p>教育委員会としましては、ふたつの学校がひとつになっていきますので、新しい学校として考えていきたいと思っております。</p> <p>それに対しまして、校名であったり、校章その他のものについて、非常に児童の減少ということは、もちろん地域の委員会でもお話をさせていただきましたけれども、新しくできた学校が、今後続いていくように、そんな思いもございませし、新しくスタートするという思いで、校名や校章等も新たに考えていただければと思っております。</p> <p>このことについては、他の委員の皆さんのご意見もいただければと思います。</p> <p>今おっしゃっていただいたように、皆さんの意見というのも私はお聞きしたいと思っております。特にPTAの方々などについては、私の意見が、都多小学校として困るのであれば考慮すべきところですが、伊水小学校の歴史を引き継いでもらって、今大きなエネルギー使わなければ、すべて円滑にいくのではないかと考えますがどうでしょうか。</p>
<p>副会長</p>	<p>これから小学校にずっと通う児童の保護者に関係するので、ここで決めるのはどうかと思います。そういったことも地域でアンケートをとったほうが良いような気がします。</p> <p>校名を変えることについて、そもそも伊水小学校のままでいいのか、新しくするのも、伊水小学校の保護者の方々はそのままでいいなら問題ないと思います。一方で、都多小学校区の今後小学校に通われる児童の保護者であったり、地域の方々の意見としてどこまで言われるかという話だと思うので、そのことについては、アンケートをとってもいいような気がします。</p>
<p>事務局</p>	<p>アンケートをとっていたら時間がかかってしまうので、今事務局からは、募集要項の案で示させていただいております。先ほど言われたように、伊水、都多の両方の校名も可とするのであれば、募集にあたっての留意事項から、現在の校名は使用できないという項目を削除したらいいのかと思います。それでそれぞれの意見として、協議会の中で決めていただきたらと思っておりますがいかがでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>今の募集要項（案）では、伊水、都多というのは、ひらがなも、漢字も使ってはだめということですよ。</p>
<p>事務局</p>	<p>この協議会で、両方も可にするのかどうかについて決めていただきたらと思っております。今の時点では使ってはだめという案になっております。</p>
<p>委員</p>	<p>保護者の立場からしたら、やっぱり早く一緒になって、子どもたちが仲良くなるのが一番であって、校名は、極端な話として別に何でもいいと思っております。ただ、伊水、都多という名前をそのまま使ってしまうと、私たち以外の人の反発がかなり大きいと思います。来年の4月で決まっているわけですから、それを第一に考えた場合、やっぱり新しい校名を募集するのがいいんじゃないかなと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>期限ありきで物事が進んでいるのはあまりよくないと思いますが、やはり校名を早く決めるのは大切なことだと思っております。</p> <p>伊水という校名にすると、勝手にするとか、そういうことになると、いろいろ問題になるかもしれないし、今事務局から提案されているこの案で全然問題ないと思っております。</p>
<p>事務局</p>	<p>この際、今の時代ですから、もっと新しい何かこう、みんなが喜ぶような、わくわくするような校名の応募がいっぱい出てきて、その中からこの協議会の中で選ぶのに困ったなあというぐらい、地域全体で盛り上げた方がいいと思います。私としてはこの案で全然問題ないと思っております。</p> <p>いろいろご意見いただきましたが、意見の総括として、伊水、都多という校名は、漢字もひらがなも募集から除外するという整理でよろしいでしょうか。</p>

会長	<p>それを含めてお諮り願います。</p> <p>お諮りします。協議第4号「校名（その1）について」は、提出案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。</p> <p>（委員了承）</p> <p>協議第4号は、提出案のとおり承認とします。</p>
会長 事務局	<p><b>次第8. その他</b></p> <p>次第8. その他に移ります。事務局から何かありますか。</p> <p>本日承認いただいた協議事項に基づき、今後事務を進めていくこととなります。特に、専門部会については、短期間での調整が必要となることから、検討事項の確認をふまえ、部会長を中心として部会の開催について調整をお願いいたします。</p> <p>次に、協議会での議事については、会議録を作成し、市のホームページで公開していきます。会議録作成後、各委員へ確認依頼をさせていただき、次回協議会で会議録の承認を得た後、公開していく流れとなります。</p>
会長	<p>いま説明がありましたとおり、今後の協議においては、専門部会に分かれていただき、それぞれ細かいところまで検討、調整していただくこととなります。</p> <p>活発に意見交換していただき、来年4月には、子どもたちが新しい学校でスタートできるようご協力お願いいたします。</p>
副会長	<p>委員の方からは、その他ご意見等はございませんか。</p> <p>協議の中にない事項なんですけども、これから小学校に通われる保護者だったり子どもだったりのほうから、こういうことをしてほしいであったりとか、学校がひとつになったときに、こうしてほしいみたいな案が出てくると思うんです。それを、伝える方法であったり、学校に提出する方法であったりとか、そういうこの協議会委員以外から提出できる場所であったりとかも設置していただきたいなと思います。</p>
事務局	<p>小学校の児童につきましては、校長先生を中心に意見等の吸い上げをよろしくお願ひしたいと思います。就学前の子どもについては、地区内に幼稚園がありませんので、地域の意見として、教育委員会に伝えていただけたらと思います。</p>
会長 事務局	<p><b>次第9. 次回開催日程について</b></p> <p>次第9. 次回開催日程についてに移ります。事務局よりお願いします。</p> <p>次回開催日程ですが、専門部会での検討や全体のスケジュールもふまえると、今後、おおむね1か月に1回のペースで協議会を開催していく必要があるのではと考えています。次回の開催日程については、そのあたりもふまえ、会長と調整させていただきたいと思います。</p>
会長	<p>説明がありましたように、おおむね1か月に1回のペースで協議会を開催するということですので、日程が決まりましたら、あらためてみなさんへご案内させていただきます。</p> <p>以上で、本日の会議次第は終了となりますので、進行を事務局へお返しします。</p>
事務局	<p><b>次第10. 閉会</b></p> <p>会長様、議事進行ありがとうございました。また、委員のみなさまにおかれましても、慎重審議いただき、誠にありがとうございました。</p> <p>協議会の閉会にあたりまして、副会長様、一言よろしくお願ひいたします。</p>
副会長	<p>本日はお疲れさまのところの第1回宍粟市学校規模適正化蔦沢地区協議会に</p>

出席いただきまして誠にありがとうございます。

先ほども出ましたように校名、校歌、校章、それから通学等、協議事項がたくさんあり頭を悩ますこともあるかと思えますけども、一同力を合わせまして、ひとつひとつ進んでいきたいと思えます。

そして、来年4月1日には児童の学習環境の向上、それから教育環境が整備維持されて、すばらしい学校が開校されることを信じております。

みなさん、どうかよろしくご協力のほどお願いしまして、閉会のあいさつとさせていただきます

終了（午後7時50分）

※発言者の表記は、「会長」、「副会長」、「委員」、「事務局」とする。